

事務連絡  
平成23年3月25日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局）御中  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課  
振興課  
老人保健課

「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う要援護者の受け入れ並びに  
社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣について（その2）

東北地方太平洋沖地震に伴う要援護者の支援に最大限のご尽力をいただき、感謝申し上げます。

標記については、3月23日付け事務連絡において、積極的な取組についてご依頼申しあげたところですが、具体的な取組方法並びに状況報告の様式等について別添のとおりと致しますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、協力団体にも連絡済みであることを申し添えます。

## 被災した介護施設の要介護高齢者の受入に関するスキーム(基本例)

### 1 受入要請リスト及び受入可能リストの登録

- ① 岩手県、宮城県、福島県、盛岡市、仙台市、郡山市、いわき市（以下「3県等」という。）は、圏域の介護施設等の受入要請人数、搬送に関する特記事項（病状、搬送上の留意事項等）について協力団体、厚生労働省現地対策本部職員等と共同して把握する（受入要請リスト作成）。
- ② 3県等以外の都道府県・指定都市・中核市（以下「都道府県等」という。）は、圏域の介護施設等の受入可能人数について把握し、所定の様式（○○県調査総括表、○○県調査内訳表（別添1））に取りまとめ、国（厚生労働省老健局高齢者支援課）へ随時報告する（受入可能リスト作成）。
- ③ 国は、都道府県等から報告を受けた○○県調査総括表を集計し、各施設分類別の緊急受入可能数を取りまとめる（全国の受入可能リストの取りまとめ）。

### 2 受入可能リスト提供、協力団体との調整等

- ① 国は、3県等へ受入可能リストを送付する。
- ② 3県等は、協力団体等と共に、受入要請リストを元に、受入可能リストから受入先都道府県等を選定する。
- ③ 3県等の協力団体は、受入先都道府県等に対し、受入要請リストの情報を提供するとともに、具体的な個別施設の情報の提供を依頼する。

### 3 リスト（個票）の提供

- ① 受入先都道府県等は、受入先施設を選定するとともに、3県等に対し、○○県調査内訳表（別添1）から選定した情報を提供する。
- ② 3県等と受入先都道府県等は、協力団体と共に、搬送方法、搬送日等も含め、受け入れに関する最終的な調整を行い、順次受入を開始する。  
※ 移送手段については、当該時点の車両・燃料の手配の実情により、必要に応じ厚生労働省災害対策本部を通じ要請。

### 4 受入決定数の状況報告

- ① 3県等の協力団体は、毎日1回、受入の状況を所定の様式（別添2）に記入し、国（厚生労働省老健局高齢者支援課）、3県等及び受入先都道府県等にメールにて報告する。

国の報告先：厚生労働省老健局高齢者支援課予算係長 森田直樹  
(メールアドレス: morita-naoki@mhlw.go.jp)

\*ケアマネ協会と介護福祉士会連携チーム（仮称）からの介護施設への入所依頼についても適宜対応する。

別添1

## ○○県(市)受入可能調査総括表

(高齢者関係施設)

	施設分類	施設コード	定員	現員	現時点の緊急受入可能数(注1)		現在の避難者受入済数(注2)	
					施設数	人數	施設数	人數
○○県市	介護老人福祉施設(特養)	1						
	介護老人保健施設	2						
	柔軟老人ホーム	3						
	軽費老人ホーム	4						
	看護老人ホーム	5						
	適合高齢者専用賃貸住宅	6						
	認知症高齢者グループホーム	7						
	単独型老人短期入所施設	8						
合計					0	0	0	0

(注1)「現時点の緊急受入可能数(人數)」とは、現在の避難者受入済とは別に、今後、受入が可能と考えられる人數。

(注2)「現在の避難者受入済数(人數)」とは、地震の発生に伴い受け入れた避難者の現在の人數。

## ○○県(市)受入可能調査内訳表

	施設名	施設コード	定員	現員	現時点の緊急受入可能数(注1)		現在の避難者受入済数(注2)	
					施設数	人數	施設数	人數
○○県市	○○○園	1						
	□□の里	1						
	△△苑	2						
	△△ホーム	8						
合計					0	0	0	0

(注1)「現時点の緊急受入可能数(人數)」とは、現在の避難者受入済とは別に、今後、受入が可能と考えられる人數。

(注2)「現在の避難者受入済数(人數)」とは、地震の発生に伴い受け入れた避難者の現在の人數。

## 被災した介護施設の要介護者受入状況( 県)

平成23年 月 日現在

順位	所在県	受入地	受入先		施設種別	所在地	施設名	受入人数	料額日	調整状況(※)		備考
			施設名	施設種別						二ース把握	マッチング	
1	福島県	○○市	○○苑	特養	秋田原○○市	○○在			10月30日			○ 3月24日受入
2	福島県											
3	福島県											
4	福島県											
5	福島県											
6	福島県											
7	福島県											
8	福島県											
9	福島県											
10	福島県											
合計										0	0	0

留

※「調整状況」は、調整の状況が進む毎に二ース把握→マッチング→受入済へ「○」を移動させること。

※青色のセルは計算式が入っていないので入力しないこと。

※「調整状況」の「二ース把握」は、受入を希望する県の情報提供により、受入を希望する県の二ース把握したことをいう

※「調整状況」の「マッチング」は、受入を希望する県と、受入を希望する県との間で、受入に向けた具体的な調整を実施していることをいう

別添2

## 被災した介護施設への職員派遣に関するスキーム（基本例）

### 1 派遣要請リスト及び派遣可能リストの登録

- ① 岩手県、宮城県、福島県、盛岡市、仙台市、郡山市、いわき市（以下「3県等」という。）は、該域の施設・職種別職員派遣要請人数について協力団体、厚生労働省現地対策本部職員等と共同して把握する（派遣要請リスト作成）。
- ② 3県等以外の都道府県・指定都市・中核市（以下「都道府県等」という。）は、該域の施設・職種別職員派遣可能人数について把握し、所定の様式（○○県派遣職員調査総括表（別添3））に取りまとめ、国（厚生労働省老健局振興課）へ隨時報告する（派遣可能リスト作成）。
- ③ 国は、都道府県等から報告を受けた○○県派遣職員調査総括表を集計し、各施設・職種別派遣可能人数を取りまとめる（全国の派遣可能リストの取りまとめ）。

### 2 派遣可能リスト提供、協力団体との調整等

- ① 国は、3県等へ派遣可能リストを送付する。
- ② 3県等は、協力団体等と共同し、派遣要請リストを元に、派遣可能リストから派遣依頼先都道府県等を選定する。
- ③ 3県等の協力団体は、派遣依頼先都道府県等に対し、派遣要請リストの情報を提供するとともに、具体的な個別派遣職員の情報の提供を依頼する。

### 3 リスト（個票）の提供

- ① 派遣依頼先都道府県等は、派遣職員を選定するとともに、3県等に対し、派遣職員登録票（別添4）から選定した票を提供する。
- ② 3県等と派遣依頼先都道府県等は、協力団体と共に、職員派遣に関する最終的な調整を行い、順次派遣を開始する。

### 4 派遣決定数の状況報告

- ① 3県等の協力団体は、毎日1回、派遣の状況を所定の様式（別添5）に記入し、国（厚生労働省老健局高齢者支援課）3県等及び派遣依頼先都道府県等にメールにて報告する。

国への報告先：厚生労働省老健局高齢者支援課予算係長 森田直樹  
 （メールアドレス：morita-naoki@mhlw.go.jp）

別添3

## ○○県(市)派遣可能職員調査総括表

(高齢者関係施設)

〔別紙〕

(単位:人)

○○県(市)	施設・事業所分類	本一ムヘルパー	施設等介護職員	看護職員	左記以外の職員 計
介護老人福祉施設(特養)					
介護老人保健施設					
養老老人介一ム					
軽費老人介一ム					
有料老人介一ム					
適合高齢者専用賃貸住宅					
認知症高齢者グループホーム					
短期入所生活介護事業所					
通所介護事業所					
小規模多機能居宅介護事業所					
訪問介護事業所					
訪問介護事業所					
夜間対応型訪問介護事業所					
合計					

別添4

## 【別紙2】

県・市

## 派遣職員登録票

平成23年 月 日現在

派遣種別	施設名	住所	丁目	FAX
都道府県				
担当者	(役職)			

派遣可能期間	派遣可能な職員の職種	性別	備考
○月○日～○月○日 (○日間)	介護職員	男 女	
1		男 女	
2		男 女	
3		男 女	
4		男 女	
5		男 女	

※「派遣可能な職員の職種」欄には、介護職員の他、看護職員、相談員、OT、PT等派遣いただける職員の職種を記載してください。

※5名を超えて登録した場合は、恐縮ですが本票をコピーしてご記入ください。

※3月28日から4月中に派遣が可能な職員について、ご記入ください。

## 社会福祉施設等への職員派遣状況(集計)

平成23年 月 日現在

派遣先	所在地	施設等名	都道府県	派遣元		派遣人数		調整状況(%)		備考
				希望者	希望者	派遣者	派遣者	未登録者	未登録者	
1 福島県	○○市	○○園	福島県	○○保	○○苑	0	0	3	1	
2 福島県						0	0	0	0	
3 福島県						0	0	0	0	
4 福島県						0	0	0	0	
5 福島県						0	0	0	0	
6 福島県						0	0	0	0	
7 福島県						0	0	0	0	
8 福島県						0	0	0	0	
9 福島県						0	0	0	0	
10 福島県						0	0	0	0	
合計						0	0	0	0	

## 【備考】

※「希望者」は、調査の結果が登録者にて入力されているので入力しないこと。

※青色のセルは計算式が入っていることで入力しないこと。

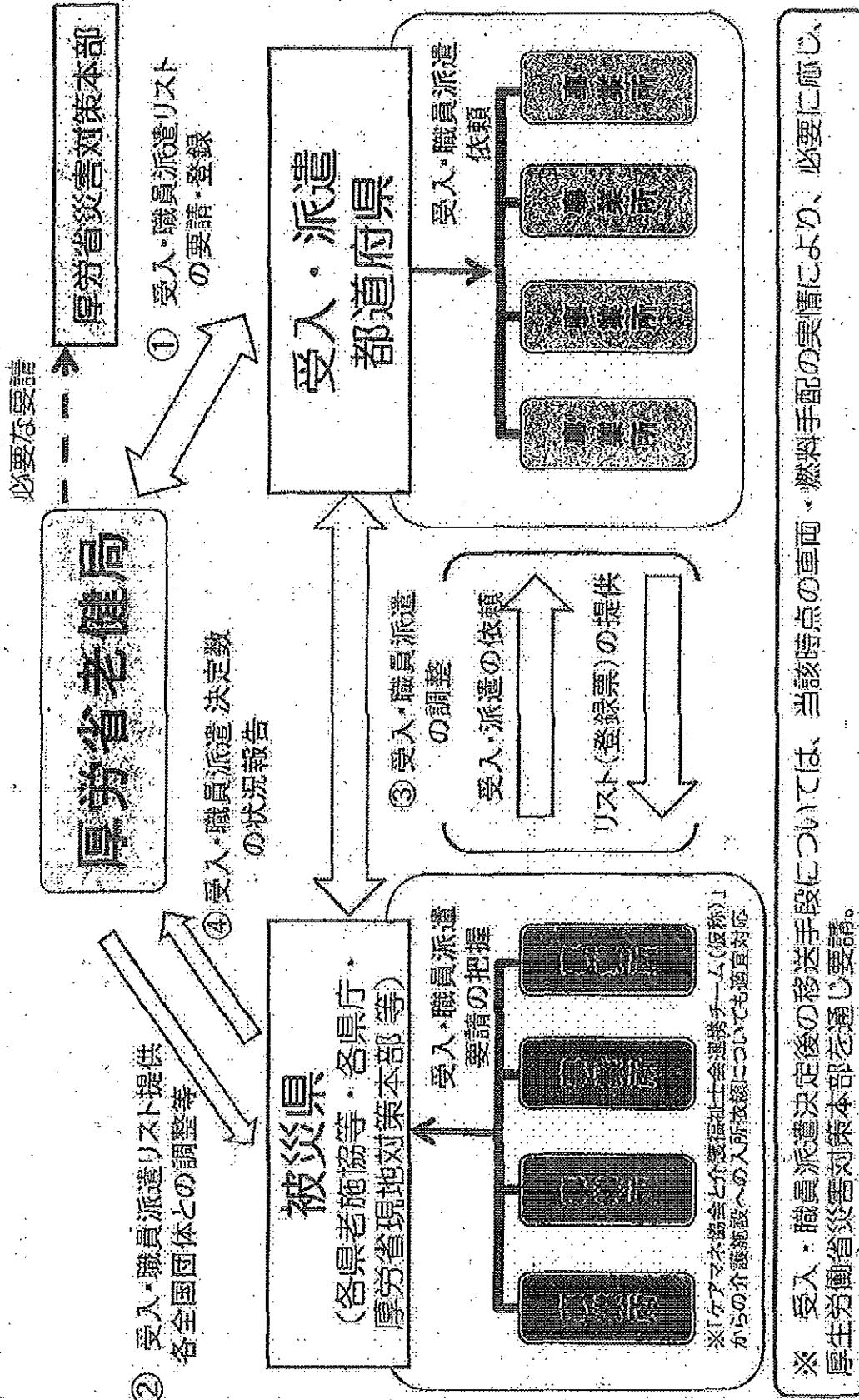
※「調整状況」の「ニース把握」は、派遣を希望する県の情報を提供係により、派遣を希望する県のニーズを把握した県が記録したことという

※「調整状況」の「マッチング」は、派遣を希望する県と、派遣依頼先の県との間で、派遣に向けた具体的な調整を実施していることをいう

別添5

参考資料

## 「要援護者の受入」及び「職員派遣」について



「東北地方太平洋沖地震」による社会福祉施設等における介護職員の派遣についての参考書面Q&A  
(\*当面の考え方であり今後変更がある可能性もあります。前回からの追加、変更点については赤書きにしてあります。)

2011/3/22版

番号	区分	質問事項	考え方・決議等
1	派遣の派遣	派遣職員の人生費（各種手当金）や旅費は誰が支払うのか。	派遣組織会員の加入を行った場合被用労働者に対しては、被用労働者ごとにイニシエーション料、会員登録料が支拂われるが、契約社員10人につき1人の介護職員等の医師会に要する診療が介護職員から支拂われるにことなっておりません。 このため介護職員を受取入れた場合は、当該施設を活用して介護施設に対する人件費及び旅費を負担するものと、支拂に当たる上、決算するうつだ漏れいたします。 かかる場合は出発等等の運賃並びに宿泊料金の旅費については、現在検討中です。
2	障がい派遣	派遣職員の派遣は、災害救助費の対象となるか。（被災地はお届けを通じて派遣職員の派遣を承認するものであり、災害救助費の対象としていたに過ぎない。）	派遣職員は、被災地へ派遣することになります。また、派遣地はからの派遣の場合は、在籍出向の形となります。
3	障がい派遣	派遣職員の身分は障害者が、または障がいアシスタントか。	派遣職員が障害者派遣への派遣を希望するが、原則は派遣職員へ派遣されるなど。
4	障がい派遣	派遣された際は、派遣地へ派遣されるのがどちらが、（例）保育士が入院へ派遣されるなど。	派遣職員がマッチングするふくふく派遣などを行っております。なお、マッチングに当たっては、派遣会社・派遣法人・派遣地へ派遣の意向を確認いたしました。
5	障がい派遣	派遣職員について、1人当たりどの派遣期間はどの程度か。	派遣期間については、可能な限り年内で終了したいと考えております。
6	障がい派遣	本邦に派遣された障がい者の担当はどのくらいなのか、また、どの自治体で担当がどこにいるのか、希望を聞いてみる。	本邦の派遣者としては、被災地における社会福祉施設等を想定しております。また、マッチングに当たっては、派遣地へ派遣の意向であれば、被災地の派遣の派遣により、起居生活を一段階下回ってもらうを希望するものとさせてもらっております。また、派遣対象には既往歴を含むいたしまます。
7	派遣元会員	派遣を希望するが、まだ地方公団は被災地が、派遣でない。	被災地においては、自治体の被災地派遣に随時に応じて、被災地派遣となります。また、被災地派遣は、公団、地方公団が被災地へ派遣が実現された際に随時となります。
8	災害救助費	災害救助費の対象範囲はどこまであるのか。	原則的に公団が被災地に派遣するが、公団に協力する費用が多大である場合には個人負担額の一定割合について算出が可能です。
9	災害救助費	災害救助費はいつ頃支給されるのがあるのか。	災害救助費の国庫負担についてをご参照ください。
10	災害救助費	災害救助費の対象となる医療の範囲、支払い等の基準はあるのか。	被災地の要介護を受けて被災を行い、その被災地を被災したことになります。 なお、被災地の基準については、直ちに二種類を有識者にてござります。それは、厚生省が全国公団に公表した文書は、自衛隊に対しても適用がなされました。その際、送付先回数についても公表がなされました。
11	災害救助費	災害救助費の対象となる医療の範囲、支払い等の基準はあるのか。	お問い合わせのところです。その場合には、速やかに連絡下さい。
12	その他	別途ノンジグニ回収について詳説があるのが、回収石や依頼専門会社について詳説があるのが、	今後、被災地の要介護を受けて被災を行い、その被災地を被災したことになります。 なお、被災地の基準については、直ちに二種類を有識者にてござります。それは、厚生省が全国公団に公表した文書は、自衛隊に対しても適用がなされました。今回の規定は、当面の対応可能な方法について追加算定いたしました。
13	その他	派遣は既報のスケジュールについてどのようになるのか、5月以降が派遣可否人材について追加算定いたしました。	その辺

## 【参考資料2】